

「 関東信越国税局統計情報（平成20年度版）」正誤表

以下を全面改訂

2 人員の集計方法について

(1) 「2-1 課税状況」及び「2-2 所得階級別人員」

所得者区分	所得者の定義
事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者を掲げた。
その他所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者を掲げた。
不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者を掲げた。
給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者を掲げた。
雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者を掲げた。
他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者を掲げた。

(注) 上記の判定を行う場合の各種所得の金額について

- 1 各種所得の金額の計算上生じた損失額がある場合には、その損失額はしないものとした。
- 2 総合課税の長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額がある場合には、それぞれその金額の2分の1に相当する金額とした。
- 3 分離課税の譲渡所得の金額がある場合には、その金額から譲渡所得の特別控除額を控除した後の金額によった。

(2) 「2-3 所得種類別人員、所得金額」

所得区分	主たる	従たる
事業所得	営業等所得及び農業所得の人員の合計を掲げた。	各種所得金額を有する者を掲げた（主たるに計上される場合を除く）。
営業等所得	各種所得の金額のうち営業等所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
農業所得	各種所得の金額のうち農業所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
利子所得	各種所得の金額のうち利子所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
配当所得	各種所得の金額のうち配当所得の金額（申告分離課税を選択した上場株式等にかかる配当所得を含む。）が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
不動産所得	各種所得の金額のうち不動産所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
給与所得	各種所得の金額のうち給与所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
総合譲渡所得	各種所得の金額のうち総合譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
一時所得	各種所得の金額のうち一時所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
雑所得	各種所得の金額のうち雑所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者、またはいずれにも該当しない者を掲げた。	
分離短期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離短期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
分離長期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離長期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
株式等の譲渡所得等	各種所得の金額のうち株式等の譲渡所得等の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
山林所得	各種所得の金額のうち山林所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
退職所得	各種所得の金額のうち退職所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	

正

2 人員の集計方法について

「2-1 課税状況」及び「2-2 所得階級別人員」については、下表の所得者区分に基づき集計している。
 「2-3 所得種類別人員、所得金額」については、下表の所得区分に基づき集計している。

所得区分	所得者区分	所得者の定義
事業所得	事業所得者	事業所得だけを有する者、及び事業所得の金額が不動産所得、給与所得、雑所得又は他の区分に該当しない所得の金額のいずれよりも大きい者
営業等所得	営業等所得者	事業所得者のうち、農業所得の金額よりも営業等所得の金額の方が大きい者
農業所得	農業所得者	事業所得者のうち、営業等所得の金額よりも農業所得の金額の方が大きい者
不動産所得	不動産所得者	不動産所得だけを有する者、及び不動産所得の金額が事業所得、給与所得、雑所得又は他の区分に該当しない所得の金額のいずれよりも大きい者
給与所得	給与所得者	給与所得だけを有する者、及び給与所得の金額が事業所得、不動産所得、雑所得又は他の区分に該当しない所得の金額のいずれよりも大きい者
雑所得(公的年金等を含む)	雑所得者	雑所得だけを有する者、及び雑所得の金額が事業所得、不動産所得、給与所得又は他の区分に該当しない所得の金額のいずれよりも大きい者
他の区分に該当しない所得()	他の区分に該当しない所得	事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得以外の所得(他の区分に該当しない所得)だけを有する者、及び他の区分に該当しない所得の金額が事業所得、不動産所得、給与所得又は雑所得の金額のいずれよりも大きい者
利子所得 配当所得 総合譲渡所得 一時所得 分離短期譲渡所得 分離長期譲渡所得 株式等の譲渡所得等 山林所得 退職所得		

(※) 「他の区分に該当しない所得」について
 事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得以外の所得を合計した所得をいう。

所得(者)区分	統計表の種類	(○:集計あり、×:集計なし)
事業所得(者)		○
営業等所得(者)		×
農業所得(者)		×
不動産所得(者)	2-1 課税状況	○
給与所得(者)	(1) 申告及び処理の状況	○
雑所得(者)	(4) 税務署別課税状況	○
他の区分に該当しない所得(者)	2-2 所得階級別人員	○
利子所得	(1) 所得階級別人員	○
配当所得	(2) 青色申告者数	×
総合譲渡所得	(3) 税務署別人員	×
一時所得		×
分離短期譲渡所得		×
分離長期譲渡所得		×
株式等の譲渡所得等		×
山林所得		×
退職所得		×

2-3 所得種類別人員、所得金額
 (1) 所得種類別内訳
 (2) 業種別内訳
 (注) 確定申告等において複数の所得がある者については、所得区分に応じてその所得を区分し、所得金額が最も大きい所得区分を「主たるもの」、「主たるもの」以外の所得区分で所得金額があるものを「従たるもの」として延人数を集計した。
 なお、事業所得については、確定申告書上の記載等を基に業種分類を行い、分類されたことの人数を掲載している。

(注) 所得の主たるものの判定方法について

複数の所得がある者について所得の主たるものを判定するに当たっては、所得区分又は所得者区分に応じて所得金額を集約し、所得の主たるものを判定している。
 このため、「2-1 課税状況」及び「2-2 所得階級別人員」(5区分)と、「2-3 所得種類別人員、所得金額」(14区分)とではその区分数が異なることから、所得の主たるものの判定が異なる場合がある。

区分数の違いによって主たるもの判定が異なる例	例1	例2	例3	例4
	営業等所得 100万円 農業所得 50万円 給与所得 110万円	営業等所得 30万円 農業所得 110万円 給与所得 100万円 一時所得 50万円	営業等所得 70万円 農業所得 20万円 給与所得 110万円 配当所得 80万円 配当所得 60万円	営業等所得 90万円 農業所得 20万円 給与所得 80万円 配当所得 70万円 一時所得 60万円
	事業所得 =100万円+50万円>給与所得	事業所得 =30万円+110万円 >他の区分に該当しない所得(利子+一時所得) >給与所得	他の区分に該当しない所得 =80万円+60万円 >給与所得>事業所得(営業等+農業)	他の区分に該当しない所得 =70万円+60万円 >事業所得(営業等+農業)>給与所得
	給与所得 =110万円>営業等所得>農業所得	農業所得 =110万円>給与所得>利子所得>一時所得>営業等所得	給与所得 =110万円>利子所得>営業等所得>配当所得>農業所得	営業等所得 =90万円>給与所得>配当所得>一時所得>農業所得